

特集

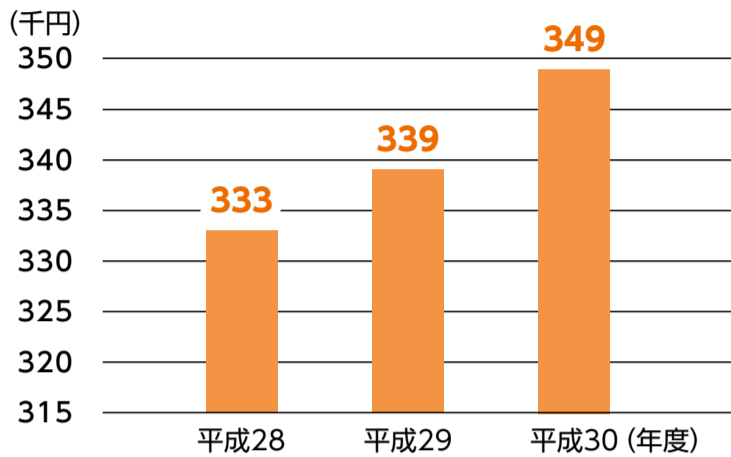
もっと
知ってほしい

令和2年度 国民健康保険



※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、問い合わせなどは来庁を避け、電話を利用してください。

加入者一人当たりの保険給付費(※)



※保険給付費とは、国保加入の皆さんの医療費のうち国保が負担した費用です

国民健康保険(以下、国保)制度は、万一の病気やけがなどの場合に安心して病院などを受診できるよう、皆さんが納める国保料と国・県・市からの財政支援などで運営しています。

国保は、全ての人が医療保険に加入することになっている国の「国民皆保険制度」の中核として、地域住民の医療の確保と健康の保持に大きく貢献しています。近年の急速な高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加などさまざまな要因で、一人当たりの医療費は年々増えています。また、人口減少や高齢化の影響で以前と比べて少ない加入者で、多くの医療費を負担する必要があるため、厳しい運営状況が続いています。



国保は厳しい財政状況が続いています

令和2年度の国保料納付通知書を送付します

納入通知書を世帯主(国保加入者でない場合も含む)に6月15日(月)に送付します。納入通知書には、令和2年度に納める国保料の内訳や納期などの大切な情報を記載しています。必ず確認してください。

国保料は加入者全員の前年の所得から計算します。国保料の所得割額の計算対象となる主な所得などは納入通知書同封のリーフレット、または市ホームページで確認してください。

国保の所得申告書を提出しましょう

国保料は加入者全員の前年の所得から計算します。そのため令和2年度国保料を計算する際に、令和元年(平成31年)中の所得が不明な人がいる世帯の世帯主へ6月15日(月)に「国民健康保険料所得申告書」を送付します。届いた場合は、対象者の収入の有無に関わらず提出してください。申告がない場合、正しい国保料の計算ができないだけでなく、限度額適用認定証などの交付時に、適正な自己負担限度額が把握できないため、交付が遅れる場合があります(申告の内容によっては、国保料は変わらないこともあります)。

提出方法 送付した申告書と同封の返信用封筒で、郵送にて提出してください。

令和2年度の国保料の改正点(国の法改正など)

- 据え置き** 国保料率(所得割額の計算率、均等割額、平等割額)は据え置きです。
- 引き上げ** 医療分と介護分の最高限度額が引き上げられました。軽減割合の1割上乘せがなくなります。(※1)
- 拡大** 均等割額と平等割額の法定軽減を判定するための所得範囲が拡大します。

	令和元年度限度額	令和2年度限度額
医療分	61万円	63万円
介護分	16万円	17万円

軽減割合	令和元年度軽減判定所得	令和2年度軽減判定所得
8割	33万	33万
6割	33万 + (28万円×加入者の人数 ※2)以下	33万 + (28万5千円×加入者の人数 ※2)以下
2割	33万 + (51万円×加入者の人数 ※2)以下	33万 + (52万円×加入者の人数 ※2)以下

※1 市独自の軽減として国の軽減の割合に1割上乘せしてきたが、令和2年度に0.5割、令和3年度に0.5割上乘せをそれぞれ廃止し、令和3年度には国の基準どおりの軽減割合になる
 ※2 「加入者の人数」には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含む

特定健康診査を毎年必ず受けましょう

【対象】40~74歳の市国保加入者
 ※医療機関に通院中の人でも対象です

- **どんな内容が受けられるの?**
 身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・診察・心電図検査が受けられます。
- **どんな病気がわかるの?**
 高血圧・糖尿病・脂質異常症などの「生活習慣病」の兆候を見つけます。これらは重症化すると、将来日常生活が脅かされる可能性が高くなります。
- **受診方法**
 「特定健康診査受診券」送付時(5月下旬に郵送)に同封の「健診のしおり」を確認してください。
- **費用**
 自己負担は0円です。通常約1万円かかる健診費用は全て本市が負担します。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となる場合があります。詳細は市ホームページで確認してください

☎健康づくり推進課 健診担当
 (市保健所〈萱町六丁目〉1階) ☎911-1819

定期的ながん検診を受けましょう

国保に加入している人は無料で受けられます

がんは、早期発見・早期治療が大切です。
 自覚症状がないうちから定期的に検診を受ける習慣をつけましょう。

【対象】市国保に加入し、本市が実施するがん検診を受ける人
 ● **無料で受けるには?(令和2年度から4年間限定)**
 がん検診受診時に保険証を見せてください。

※がん検診の詳細は、市ホームページなどで確認してください
 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となる場合があります。詳細は市ホームページで確認してください

☎国保・年金課 保健事業担当(6番窓口) ☎948-6375

特定保健指導を受けましょう

● **特定保健指導とは?**
 特定健康診査で対象となった人に、お知らせを送付します。
 保健師・栄養士などから、それぞれのライフスタイルに合わせた生活習慣改善のアドバイスが受けられます。ぜひ利用しましょう。



☎国保・年金課 保健事業担当(6番窓口) ☎948-6375

ジェネリック医薬品を活用しましょう

● **ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?**

新薬(先発医薬品)の特許期間終了後に、新薬と同じ有効成分を使って製造・販売される医薬品です。新薬に比べて開発費用が少なく済むため低価格で、品質・効き目・安全性は新薬と同等です。

皆さんの自己負担額も軽減し、医療費の抑制で国保制度の安定した運営にもつながるため、本市ではジェネリック医薬品の普及に努めています。

患者さんの状態や症状、薬の種類によっては、ジェネリック医薬品に変更できない場合があります。医師・薬剤師に相談してください。

☎国保・年金課 保健事業担当
 (6番窓口) ☎948-6375

【重要】令和2年度の国保料について

①国保料の軽減割合が国の基準どおりに変わります

本市では、平成12年度の介護保険導入に合わせて、国保料の負担増加を緩和するため、市税などを財源にして、7割・5割の軽減世帯に1割分を上乗せして8割・6割とする独自の軽減をしてきました。国保は、持続できる制度にするため、平成30年度から都道府県を単位に新しい制度が始まり、こうした市税などを財源とする独自の軽減を継続するのが難しくなりました。そのため、軽減割合を令和2年度に0.5割、令和3年度に0.5割減らして国の基準どおりに変更します。

②令和2年度の確定申告と個人市・県民税の申告期限が延長されたことで、当初の国保料の決定に所得額が反映されない場合があります

国保料は加入者全員の前年所得から計算するため、確定申告と個人市・県民税の申告期限が延長されたことで、税情報が本市に届いていない世帯の国保料は、税情報がないものとしていったん決定し、納入通知書を送付します。その後、税情報が確認でき次第、国保料を再計算し、修正した納入通知書を改めて送付します。

③新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者などの国保料を減免します

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った場合など一定の基準を満たした人は、申請することで国保料が減免される場合があります。

※詳細は、市ホームページを確認してください



電話受付時間の延長について

納入通知書の送付後は日中の電話がつながりにくくなります。下記のとおり受付時間を延長して対応します。
6月16日(火)～19日(金)、22日(月)～26日(金)、29日(月)、30日(火)=19時まで
6月20日(土)、27日(土)=8時30分～17時まで

☎国保・年金課 賦課担当(2番窓口) ☎948-6365・6366・6367

国保料の納付方法と納期
国保料を納める義務は、国保加入者がいる世帯の世帯主にあると法律で定められています。

●納付書で納付(普通徴収)
金融機関(四国内のゆうちょ銀行および郵便局を含む)、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリで納付できます。

●口座振替で納付(普通徴収)
※要手続き
一度手続きをすれば、翌年度以降も自動的に振替が継続されるので大変便利です。納入通知書に同封の申し込みがきき必要事項を記入・押し、郵送で国保・年金課へ提出してください。

普通徴収(納付書で納付、または口座振替)の納期は年10回、納期限は原則6月から翌年3月までの各月末(12月期のみ25日)です。ただし、月末が土・日曜・祝日の場合は翌営業日が納期限となります。

●年金天引き(特別徴収)
国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の国保料は、原則として世帯主の年金から天引き(特別徴収)します。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者などに傷病手当金を支給します

市国保に加入している被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われる場合は、その療養のために労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

対象 市国保に加入していて、新型コロナウイルス感染症に感染した人や、発熱などの症状があり、感染が疑われる人(給与支払いを受けている人に限る)

※他の保険から傷病手当金が支給されている場合は、市国保から傷病手当金は支給されません

支給対象となる日数 令和2年1月1日から9月30日までの間で、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日数(入院が継続する場合は、最長1年6カ月まで)
※給与収入の全部または一部を受け取ることができる場合は、傷病手当金は支給されません。なお、受け取る給与収入額が、規定で算定する傷病手当金の額より少ない場合は、その差額を支給します

支給額 1日当たりの支給額 [(直近の継続した3カ月の給与収入の合計額÷就労日数) × (2/3)] × 支給対象となる日数
※1日当たりの支給額が、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額を超えると、その金額とします

申請方法 事前に国保・年金課給付担当へ連絡してください。

詳細については、市ホームページを確認してください。



☎国保・年金課 給付担当(5番窓口) ☎948-6361

納期限までに納付が困難な場合はご相談ください
やむを得ない事情で各期の納期限までに納められない場合は、納付相談を行っています。そのままにせず、必ず相談してください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響で、保険料の納付が困難な場合も、早めに相談してください。



今後のスケジュール

●新しい国保証を7月末までに郵送します

現在の国保証は有効期限が7月31日です。新しい国保証は7月末までに各世帯に郵送します。

※詳細は、市ホームページなどでお知らせする予定です

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請受付は7月6日(月)(予定)から

国保加入者の保険診療分の負担額を抑えることができる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請受け付けは、7月6日(月)からの予定です。すでに持っている人も更新手続きが必要です。

New 令和2年4月1日から、スマートフォン決済アプリでも納付できるようになりました

【対象アプリ】
PayB・PayPay・LINE Pay

【お問い合わせ】 ☎790-8571 二番町四丁目7-2 国保・年金課(市役所別館3階)の下記担当へ
(ファクス・eメールは共通 ☎934-2631・✉kokuhonenkin@city.matsuyama.ehime.jp)

- 国保料の納付・納付相談・納付証明=収納担当(1番窓口) ☎948-6864
- 国保料の計算・所得申告書・特別徴収・口座振替=賦課担当(2番窓口) ☎948-6365
- 加入・脱退・証再交付=資格担当(3番窓口) ☎948-6363
- 高額療養費・限度額適用認定証など=給付担当(5番窓口) ☎948-6361
- 特定保健指導・健康相談など=保健事業担当(6番窓口) ☎948-6375
- 特定健康診査=健康づくり推進課(市保健所〈萱町六丁目〉1階) ☎911-1819
☎925-0230・✉kenkou@city.matsuyama.ehime.jp

国保料の軽減や減免など、その他詳細は納入通知書同封のリーフレット『国保だより令和2年度 国民健康保険料のご案内』または市ホームページで確認してください。

松山市 国保 検索

